

地方議会議員のジェンダー／セクシュアリティ意識 についての考察

井上, 智史
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/4755918>

出版情報 : 人間科学共生社会学. 7, pp.11-19, 2016-09-16. 九州大学大学院人間環境学研究院
バージョン :
権利関係 :



地方議会議員の ジェンダー／セクシュアリティ意識についての考察

井 上 智 史

要 旨

本稿では、2015年に行った「地方議会におけるマタニティ・ハラスメントに関する調査」の結果から地方議会におけるマタニティ・ハラスメントの背景要因としての議員のジェンダー／セクシュアリティ意識について考察した。その結果、ジェンダー意識の特徴として公的領域における性別役割分業や男女平等と私的領域におけるそれらが区別されており、公的領域における役割分業は否定される傾向にあり、平等意識も強いが、それらに比べ私的領域における役割分業は肯定される割合が高く、平等意識も低調であることが明らかになった。また、セクシュアリティについての意識では、男女が婚姻を通して生涯結びつき、婚姻内の自然生殖で子どもが再生産されるべきであるとする『正しいセクシュアリティ』の規範（竹村2002）については、おおむね否定的な意識が支配的であるが、婚姻関係を生涯継続すべきものとみなす意識については肯定派の割合が高くなった。さらに、ジェンダー／セクシュアリティ意識について性別比較を行うと、女性に比べ男性でより分業意識が強く、平等意識が低調であり、「正しいセクシュアリティ」の規範意識が強いことが明らかになった。議会における根強い性別役割分業意識の存在は、特別職であり労働法制の適用外にある議員という職において、マタニティ・ハラスメントを生じさせる要因となる可能性が高いと考えられ、今後のより詳細な検討が必要となる。

キーワード：地方議会、性別役割分業意識、セクシュアリティ

1 はじめに

本稿は、筆者らが行った「地方議会におけるマタニティ・ハラスメントに関する調査」の結果の一部を報告するものである¹⁾。地方議会における男女平等の実現は、地方議会が住民生活に密着した自治体の政策における意思決定の場であることから喫緊の課題であり、現状の男性中心的な場から多層的な成員から構成される場への変化が求められる。しかし、女性議員比率の伸び悩みからもわかるように女性の政治参画は順調に進展しているとはいえないのが現状である。こうした参画を阻む壁として、本調査ではマタニティ・ハラスメントに着目し、地方議

会におけるマタニティ・ハラスメントの被害・加害経験の有無とその内容、議員在職中の妊娠・出産に対する議員自身の意識、さらに、マタニティ・ハラスメントの背景要因としての議員のジェンダー意識やセクシュアリティについての意識について明らかにすることを目的とする。

調査対象は、全国の政令指定都市（20市）、特別区（東京23区）の議会に所属する議員2084名であり、調査時期は2015年10～11月である。調査票の送付・回収は、各議員宛の調査票を各議会事務局に郵送し、事務局を介して各所属議員へ配布し、記入済みの調査票を各議員から直接郵送で回収するという手順で行った。その結果、683票の有効票を回収し、有効回答率は32.8%であった。調査票の項目は、属性（性別、年代、在職期間、最終学歴、婚姻状況など）、性別役割分業意識、平等意識、セクシュアリティについての意識、マタニティ・ハラスメントの加害・被害経験、議員が実際に妊娠・出産をした際の具体的なエピソードや、妊娠・出産をとりまく現在の議会の環境についての自由回答などである。本稿では、性別役割分業意識、男女平等意識、セクシュアリティについての意識の項目から、地方議会議員のジェンダー／セクシュアリティ意識の特徴について考察したい。

2 調査結果

2.1 回答者の属性

まず、回答者の属性について簡単に述べる。回答者の性別構成比は、男性が70.1%、女性が29.9%であった。内閣府男女共同参画局（2015）によれば、2014年末時点での議会における女性議員割合は、政令指定都市議会で16.6%、特別区議会で26.2%となっている。2015年4月の統一地方選挙で、これらの議会の大多数が改選となっており、調査時点での議員構成との間には変化があり、単純に比較することはできないが、回答者の女性割合は実際の女性議員の割合よりも高くなっていると考えられる。

つづいて、回答者の年代をみると、40歳代が20.4%、50歳代が30.4%をそれぞれ占め、あわせて回答者全体の約半数を占める結果となった。年代を20～30歳代の若年層、40～50歳代の中年層、60歳代以上の高年層に3区分すると、若年層14.3%、中年層50.7%、高年層35.0%となった。なお、各年代の midpoint から便宜的に平均年齢を算出すると53.5歳となる²⁾。

議員在職期間をみると、1年未満が20.4%と全体の5分の1を占める一方、20年以上も16.0%となっており、非常に幅広く分布している。平均在職年数は10.4年であった。また、最終学歴では、大学・大学院卒の割合が最も高く、67.6%であった。婚姻状況では、回答者の85.1%が既婚有配偶者であり、子どもの有無では、回答者の82.5%に子どもがいるという結果となっている。

2.2 性別役割分業意識と男女平等意識

議員の性別役割分業意識について述べたい。性別役割分業意識についての質問項目は大和礼

表 1 性別役割分業意識

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう 思わない	総数
①国や地域や会社などで重要な決定をする仕事は、女性より男性に適している	16 2.4%	111 16.6%	91 13.6%	451 67.4%	669
②職場では男性がリーダーシップを発揮し、女性が補助や心配りをすることで仕事がうまくはかどる	15 2.2%	96 14.3%	110 16.4%	448 67.0%	669
③家事や育児には、男性より女性が適している	93 13.8%	240 35.7%	94 14.0%	245 36.5%	672
④3歳になるまでは母親がそばにいてやるのが、子どもの成長には必要だ	184 27.3%	218 32.4%	66 9.8%	205 30.5%	673
⑤愛があれば、家族のために家事をすることは苦にならないはずだ	100 15.2%	159 24.1%	125 19.0%	275 41.7%	659
⑥母性愛は、女性にもともと自然にそなわっているものである	171 25.5%	244 36.4%	93 13.9%	163 24.3%	671
⑦女性は、子どもを産んではじめて一人前になる	16 2.4%	76 11.2%	91 13.5%	493 72.9%	676

子（2008）を参考に作成した。各項目について回答分布を示したのが表1である。

「①国や地域や会社などで重要な決定をする仕事は、女性より男性に適している」や「②職場では男性がリーダーシップを発揮し、女性が補助や心配りをすることで仕事がうまくはかどる」などのような集団における意思決定や職場といった公の領域における性別役割分業については、積極的に肯定する回答は少なく、積極的に否定する回答の割合がそれぞれ約7割（67.4%、67.0%）を占めている。しかしながら、これら項目においても消極的肯定をあわせた肯定派がそれぞれ2割弱（18.9%、16.6%）おり、公的な領域における性別役割分業を支持する層も一定数存在することがうかがえる。

一方、家事や育児といった私的な領域における性別役割分業について尋ねた「③家事や育児には、男性より女性が適している」や「④3歳になるまでは母親がそばにいてやるのが、子どもの成長には必要だ」といった項目では、積極的に否定する回答の割合はそれぞれ3割台（36.5%、30.5%）であり、公的領域についての項目に比べるとその割合は低くなっている。肯定派の割合をみてもそれぞれ49.6%、59.7%となっており、その割合は公的領域についての項目に比べ非常に高くなっている。なかでも、いわゆる「3歳児神話」を支持する割合が約6割に達しており、積極的肯定のみの割合をみても約3割（27.3%）となっているのは注目値する³⁾。

「⑥母性愛は、女性にもともと自然にそなわっているものである」に対する回答分布は、④の「3歳児神話」についての項目への回答分布と非常に似通っており、ここでも肯定派の割合は約6割（61.8%）に達している。

つづいて、議員の男女平等意識について述べたい。男女平等意識について回答分布を示したのが表2である。

表2 男女平等意識

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう 思わない	総数
⑧女性も男性も、職業に関して平等な機会を与えられるべきだ	536 79.1%	82 12.1%	15 2.2%	45 6.6%	678
⑨男性も女性も、家事や子育てなどを平等に担うべきだ	329 48.9%	216 32.1%	78 11.6%	50 7.4%	673

男女平等について尋ねた「⑧女性も男性も、職業に関して平等な機会を与えられるべきだ」、「⑨男性も女性も、家事や子育てなどを平等に担うべきだ」という2つの項目では、いずれも肯定派が大半を占めたが、積極的肯定の割合に注目すると、⑧の職場という公的領域における平等では約8割（79.1%）、家事・子育てという私的領域における平等では約半数（48.9%）と差異がみられ、公的領域に比べ私的領域における平等意識は低調であることがうかがえる。

2.3 セクシュアリティについての意識

セクシュアリティについての意識を尋ねる質問項目として、竹村和子（2002）の論考を参考に、男女が婚姻を通して生涯結びつき、婚姻内の自然生殖で子どもが再生産されるべきであるとする『正しいセクシュアリティ』の規範』についての項目を作成しあわせて性的少数者の権利保障について項目も作成した。セクシュアリティについての意識について回答分布を示したのが表3である。

『正しいセクシュアリティ』の規範』について尋ねた「⑩人は結婚してはじめて一人前になる」、「⑫結婚していないカップルは子どもをもつべきではない」、「⑬同性愛は自然に反している

表3 セクシュアリティについての意識

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう 思わない	総数
⑩人は結婚してはじめて一人前になる	45 6.6%	131 19.3%	105 15.5%	397 58.6%	678
⑪一旦結婚したのなら最後まで努力して添い遂げるべきである	74 10.9%	220 32.5%	98 14.5%	285 42.1%	677
⑫結婚していないカップルは子どもをもつべきではない	51 7.6%	123 18.2%	118 17.5%	383 56.7%	675
⑬同性愛は自然に反している	78 11.7%	115 17.2%	117 17.5%	358 53.6%	668
⑭LGBTなどの性的少数者の権利を守る取り組みが必要である	356 54.2%	202 30.7%	57 8.7%	42 6.4%	657
⑮同性同士の結婚も法律的に認められるべきである	231 35.1%	188 28.5%	119 18.1%	121 18.4%	659

る」に対する回答では、積極的否定の割合がそれぞれ過半数（58.6%、56.7%、53.6%）を占め、肯定派の割合がそれぞれ3割弱（26.0%、25.8%、28.9%）となった。一方、同じく『正しいセクシュアリティ』の規範について尋ねた「⑪一旦結婚したのなら最後まで努力して添い遂げるべきである」に対する回答では、積極的否定の割合が他に比べて低く42.1%であり、肯定派の割合も43.4%と他と比べ高い。ただし、⑩や⑫、⑬といった項目でも、否定派が支配的であるとはいえ、肯定派の回答がそれぞれ25%以上存在しており、結婚を当然とする規範や嫡出規範、同性愛嫌悪についても少なからぬ議員に支持されていることがわかる。

また、性的少数者の権利保障について尋ねた「⑭LGBTなどの性的少数者の権利を守る取り組みが必要である」では積極的賛成の割合が過半数を占め、消極的賛成をあわせた賛成派の割合は85.0%となり、大多数の議員が性的少数者に対して何らかの権利保障の取り組みが必要であると考えていることが分かる。しかしながら、その具体的な内容として同性婚の法制化について尋ねた「⑮同性同士の結婚も法律的に認められるべきである」に対する回答では、賛成派の割合は63.6%にとどまり、反対派も36.4%と一定の存在感を示している。

3 性別によるジェンダー／セクシュアリティ意識の比較

これまで、述べてきた地方議員の性別役割分業意識、男女平等意識、セクシュアリティについての意識について、回答者の性別によって比較したところ男女間で顕著な差が見られた⁴⁾。以下においては、その差異に注目して議員のジェンダー意識、セクシュアリティについての意識の特徴を分析したい。

図1は性別役割分業についての各項目に対して「そう思う」、「ややそう思う」と回答した性別役割分業に肯定的である回答の合計割合をそれぞれ男女別に示したものである。

いずれの項目についても、女性に比べ男性において性別役割分業を肯定する割合が高くなっていることがわかる。①や②といった、公的領域についての性別役割分業について女性では肯定派の割合はそれぞれ1割にもみたくない（5.1%、7.1%）が、男性においては肯定派の割合がそれぞれ2割を超えて（25.3%、21.0%）おり、男性議員のなかに公的領域における性別役割分業について支持するものが一定数存在しているといえる。

つづいて、③や④といった私的領域における性別役割分業についてみると、ここでも女性に比べ男性における肯定派の割合の高さが際立つ結果となった。特に、いわゆる「3歳児神話」については男性議員の69.3%が支持する結果となった。一方で、女性についてみても、肯定派の割合がそれぞれ3割台（30.6%、36.9%）となっており、少なからぬ女性議員が私的領域における性別役割分業に肯定的であることもうかがえる結果となった。

また、母性愛を女性に生得的なものとしなす「母性愛神話」についても、男性では肯定的な回答の割合が70.3%と高くなっている。また、ここでも、男性に比べると低いものの女性の肯定派が41.4%と少なくない割合となっており、女性の（母性）愛にもとづく私的領域における

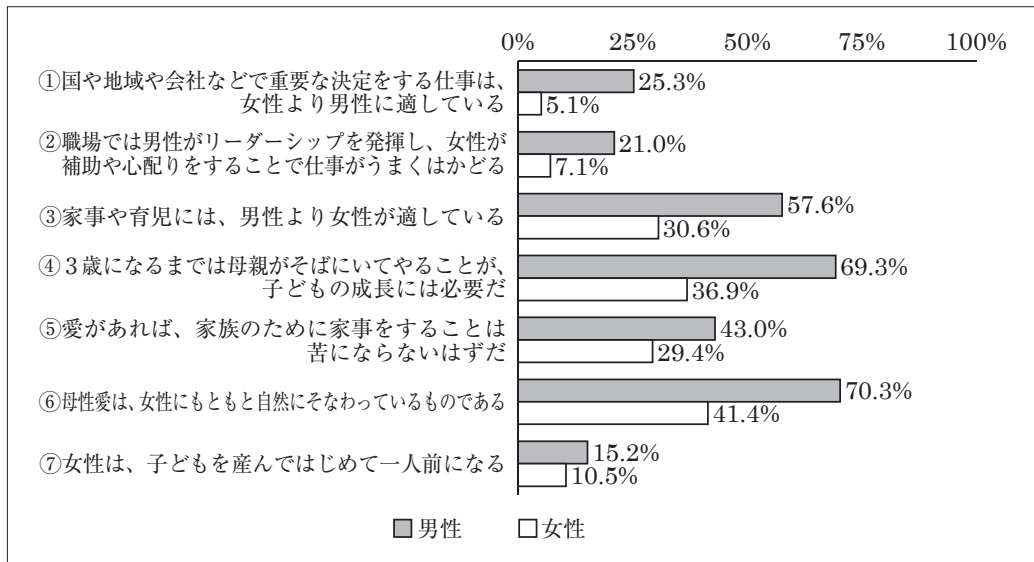


図1 性別役割分業についての肯定割合の性別比較

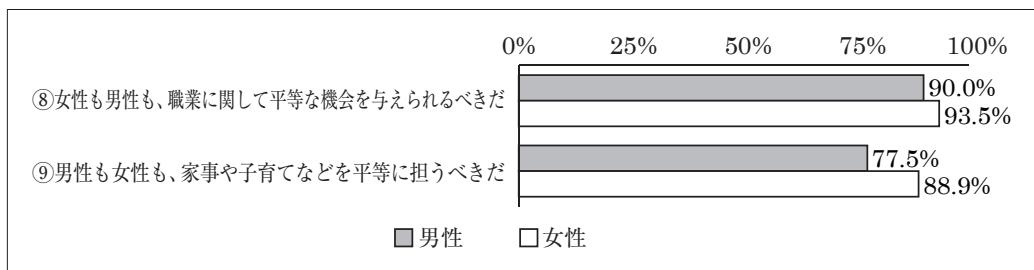


図2 男女平等についての肯定割合の性別比較

家事・育児といった役割の選好の可能性が示唆される。

図2は男女平等意識の男女による比較を示したものであり、各項目に対して「そう思う」、「ややそう思う」と回答した男女平等を支持する回答の合計割合をそれぞれ男女別に示す。⑧の公的領域における平等については、男女ともに男女平等を支持する回答が9割を超えており、ここには大差はみられない。⑨の私的領域における平等については、平等を支持する回答の割合に男女において1割程度の開きがあり、男性において私的領域における平等意識が低調であることがうかがえる。

図3も同じく、各項目に対して「そう思う」、「ややそう思う」と回答した合計割合をそれぞれ男女別に示したものである。竹村のいう『「正しいセクシュアリティ」の規範』について尋ねた⑩から⑬の項目については、いずれについても女性に比べて男性で肯定派の割合が高く、男性において「正しいセクシュアリティ」の規範意識がより強いことが明らかとなった。とくに、「⑪一旦結婚したのなら最後まで努力して添い遂げるべきである」という結婚に関する規範は、

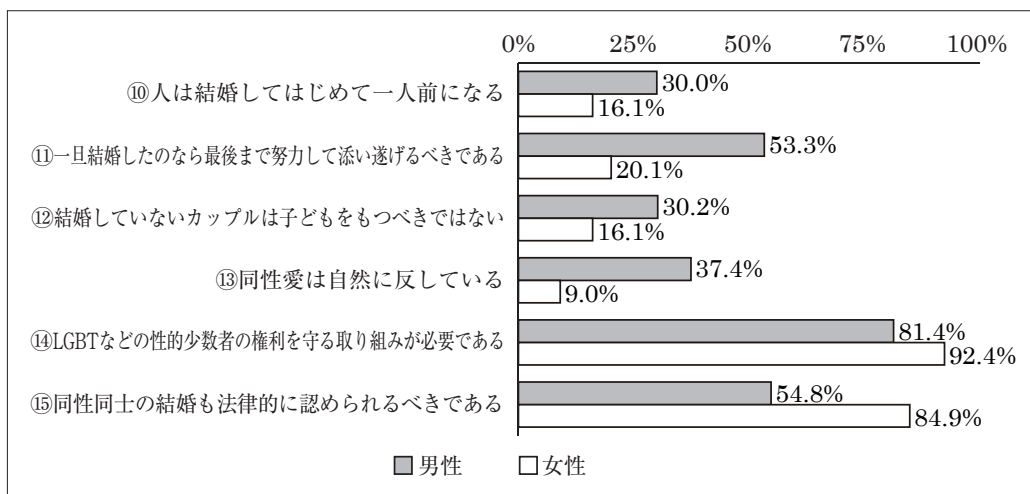


図3 セクシュアリティについての各項目への肯定割合の性別比較

男性においては53.3%に支持されており、他に比べてその値は高くなっている。また、「⑬同性愛は自然に反している」という同性愛を忌避する異性愛中心主義の規範についてしてみると、女性では規範を支持する割合が9.0%と1割を下回るのに対して、男性ではその割合が37.4%となっており、男女における差が大きくなっている。

さらに、性的少数者の権利保障について尋ねた⑭や⑮の項目では、男性に比べ女性の方が肯定の割合が高くなっており、女性の方がより性的少数者の権利擁護の必要性を認識していることがうかがえる。とりわけ、同性婚の法制化に対しては、女性では賛成派が84.9%となり、男性の54.8%を大きく上回っている。

4 まとめ

本稿では、地方議会議員のジェンダー意識やセクシュアリティについての意識の特徴を明らかにすることを目的として、単純集計と性別とのクロス集計から若干の考察を行ってきた。その中で明らかになったのは、まず、性別役割分業意識や男女平等意識においては、職業に関してや社会における意思決定にかかわるような公的領域における分業や平等と、家事や子育てなどのケアに関する私的領域における分業や平等とが峻別されていることである。公的領域における性別役割分業については積極的に否定する割合が過半数を占め、男女平等は大多数に支持されている一方で、私的領域における性別役割分業については否定的な回答の割合が公的領域の場合に比べて低く、肯定的にとらえる回答も少なくないことに加え、男女平等意識も公的領域に比べて低調である。このように私的領域での性別役割分業を肯定する傾向は、特に男性議員に顕著であり、私的領域での性別役割分業を肯定する回答は過半数にのぼった。さらに、男性議員においては、公的領域における性別役割分業についても肯定する回答が2割以上存在し、公

的領域における性別役割分業意識さえも一部には根強く存在していることがあきらかとなった。

また、セクシュアリティについての意識をみると、男女が婚姻を通して生涯結びつき、婚姻内の自然生殖で子どもが再生産されるべきであるとする『正しいセクシュアリティ』の規範については、全体としては否定的な回答の割合が高く、非婚・未婚や非嫡出子、同性愛といった、いわゆる「非典型的」なライフコースやセクシュアリティを逸脱とみなすような規範意識は支配的でないことが明らかとなった。しかし一方では、婚姻関係を生涯継続すべきものとみなす意識に対して肯定派の割合が4割を超えており、加えて、結婚を当然とする規範や嫡出規範、同性愛嫌悪を支持する回答も少なからず存在することからも、「非典型的」なライフコースやセクシュアリティを否定的にとらえる議員の存在がうかがわれる。さらに、ここでも特に男性議員においてそのような議員の存在が指摘される結果となった。

私的領域における性別役割分業を肯定する意識のもとでは、家事や育児の責任は女性が負うものとされ、妊娠や出産、子育て等にもなって女性に生じる不利益が当然のものとして認識されることにより、女性の不利益を減じようとする制度的な取り組みがなされず、妊娠中や出産前後に必要な配慮も得られないといった事態が生じる可能性がある。また、そのような意識に、さらに公的領域における性別役割分業意識が加われば、妊娠や出産、子育てに携わる女性は、公的な領域から容易に退出を迫られてしまう。このように考えると、特別職であり、産前産後の休業や、育児休業について法的な定めが少ない議員という職において、議会における根強い性別役割分業意識の存在はマタニティ・ハラスメントを生じさせる要因となる可能性が高いと考えられる。このような性別役割分業意識と女性議員の妊娠・出産への意識やマタニティ・ハラスメントの加害経験との関連、また、セクシュアリティについての意識と女性議員の妊娠・出産への意識やマタニティ・ハラスメントの加害経験との関連については今後の分析における課題としたい。

【付記】 本稿は、2015年度竹村和子フェミニズム基金研究助成による研究成果の一部を報告するものである。

注

- 1) 本調査は、山下亜紀子（九州大学）、倉富史枝（福岡ジェンダー研究所）、横山美栄子（広島大学）、松浦ふみ（九州大学学部4年生）、筆者からなる研究会を主体として計画・実施されたものである。
- 2) 本調査では、年齢によって個人が特定されることへの配慮として、年齢を尋ねる項目を「20歳代」、「30歳代」といった年代を選択して回答する方式とした。その際、70歳代以上については、「70歳代以上」という選択肢としたため、ここではその中点として便宜的に74.5歳という値を用いることとした。また、20歳代については被選挙権年齢を考慮し27歳を中点

として用いた。

- 3) ただし、内閣府（2011）によれば、日本で2010年に20～49歳の男女を対象に行った調査では、「子どもが3歳くらいまでの間は、保育所等を利用せずに母親が家庭で子どもの世話をすべきだ」という意見に対して、あなたはどのように思いますか」という問いに対して、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えているものが65.1%となっており、地方議会議員において特に強く「3歳児神話」が支持されているとはいえない。
- 4) 男性回答者と女性回答者の年齢構成をみると、男性回答者では若年層（20～30歳代）13.6%、中年層（40～50歳代）48.9%、高年層（60歳以上）37.9%、女性回答者では若年層15.9%、中年層55.7%、高年層28.4%となっており、男性の方が年齢が高い層に多く分布しており、純粋に性別の影響とはいえない点には留意が必要である。

文 献

内閣府，2011，『平成22年度少子化社会に関する国際意識調査報告書』。

内閣府男女共同参画局，2015，『平成27年度版男女共同参画白書』。

竹村和子，2002，『愛について』岩波書店。

大和礼子，2008，『生涯ケアラーの誕生—再構築された世代関係／再構築されないジェンダー関係』学文社。